

3月2日緊急政令第9号
家庭、労働者、企業への支援に関する緊急措置
(概要)

第1節 期限の一時停止及び延期

- 第1条 2020年の所得事前申告期限に関する措置
- 第2条 歳入庁に対する納税の支払い期限の一時停止
- 第3条 代理人(店)を通じた行政への支払いに対する2月24日経済財政省令の適用
- 第4条 電気・ガス・水道等使用料の払い込みの一時停止
- 第5条 社会保障料及び加入義務のある保険料の支払い期限の一時停止
- 第6条 割引利率ローン利用者に対する措置
- 第7条 保険料及び商工会議所への支払い料金の払い込み期限の一時停止
- 第8条 旅行・宿泊部門の納税・料金支払い等の一時停止
- 第9条 警察による行政業務の期限の一時停止
- 第10条 裁判所における審理の期限一時停止及び延期
- 第11条 2019年1月12日第14号委任立法令の報告義務の延長
- 第12条 保険証の有効期限延長

第2節 公共部門及び民間の労働に関する措置

- 第13条 給与補填および給付金に関する特別規則
- 第14条 給与補償基金による補償を既に受けている企業の取扱い
- 第15条 給与補償基金の適用除外
- 第16条 自営業者に対する補償
- 第17条 ロンバルディア州・ヴェネト州・エミリア＝ロマーニャ州に対する給与補償基金の適用除外
- 第18条 公務員等のスマート・ワーキング実施に対する援助
- 第19条 公務員に関する緊急措置
- 第20条 指定地域における非常勤学校職員の業務
- 第21条 警察・軍・消防関係者の感染予防措置
- 第22条 警察・軍・消防関係者の職務に関する措置
- 第23条 医師・看護師に対する緊急措置
- 第24条 防災庁職員に対する措置

第3節 経済、教育、保健に関する市民及び企業支援のための緊急措置

- 第25条 中小企業担保基金

- 第26条 一軒目の住宅購入向けローン基金の拡大
第27条 S I M E S T基金
第28条 旅行代金の返金
第29条 医学生の教育課程に関する緊急措置
第30条 家族カード（一人以上の子を持つ家庭向けの生活支援カード）
第31条 社会支援のための物品寄付
第32条 2019-20年度の教育単位認定
第33条 農業セクターに対する措置
第34条 予防用品、医薬品購入に関する措置

第4節 財政規定等

- 第35条 労働組合命令に関する措置
第36条 財政規定
第37条 発効

本政令は官報掲載日に発効し、法律転換のため両院に提出される。

ローマ 2020年3月2日

マッタレッツァ大統領

コンテ首相

グアルティエリ経済財政大臣
カタルフォ労働・社会政策大臣
パトゥアネッリ経済振興大臣
フランチェスキーニ文化財・文化活動・観光大臣
ダドーネ行政担当大臣
スペランツァ保健大臣
ゲエリーニ防衛大臣
ベラノーヴァ農林政策大臣
ラモルジェーゼ内務大臣
デイ・マイオ外務・国際協力大臣
ボネッティ機会均等・家族担当大臣
アッゾリーナ教育大臣
マンフレディ大学・研究大臣
ボナフェーデ司法大臣
デ・ミケーリ・インフラ・運輸大臣
ボッチャ州問題・自治担当相
アメンドラ欧州問題担当大臣